

法科大学院と労働法研究者の養成

村中 孝史

平成 16 (2004) 年に法科大学院制度が発足してから 10 年になる。発足当初から指摘されていたが、法科大学院制度は労働法研究者の養成にとって良い結果をもたらしていない。

まず気になるのは研究者養成に必須となるポストの増減であるが、法科大学院制度の発足は実定法教員のポストを増加させる反面、特定科目の需要の高まりや実務家教員の増加といった事態ももたらし、分野によってはポスト減となったところもある。労働法に関しては、司法試験の選択科目となったこともあり、総ポスト数は微増したように思うが、実務家教員も増加したため、研究者教員のポスト数に大きな変動はないようである。まずは一安心だが、法科大学院制度の発足はこれ以外にも様々な影響をもたらしている。

たとえば、各大学での方針にもよるが、私が所属する大学の場合、実定法研究者は、将来、法科大学院教員となる可能性が大きいため、原則として法科大学院を経ることとした。しかし、その結果、外国法への取り組みが遅れることとなる。外国法研究は、解釈論や立法論を展開する際に幅や深みを与えるものであるし、グローバル化の現状から見てもますます重要性を増している。外国法研究が外国語の高い能力を必須とすることを考えると、そのスタートが 20 代半ばというのはいささか遅いし、何より時間を十分にとれない。法科大学院を経た研究者志望の者は博士後期課程に進学するが、課程が 3 年であるから、その間に外国語を修得して博士論文を仕上げるのは、かなりハードな作業である。

また、法科大学院の教育内容による影響も気になる。現在、法科大学院では、従前の司法修習の一部を取り込んだ教育が行われているが、基本的に狭義の法曹（裁判官、検察官、法廷弁護士）の養成が目標とされ、規範の適用の訓練が重視されている。また、現在の司法試験の問題も、長文の事例を法的に解析する能力を問うものとなっており、これに対応するため、法科大学院生は、規範

そのものの問題点を検討するよりも、とりあえず判例ルールを前提として、これを事実に応用する訓練に集中することとなる。

事実を法的に解析する能力は法曹にとって必須のものであり、その重要性は否定できないが、かかる訓練ばかりしていると、判例ルールを絶対視し、それ自体を検討の対象とする姿勢を失ってしまう危険がある。また、そこまで行かずとも、ルールを批判的に検討したり、生み出したりする能力が十分に涵養されない可能性がある。

法科大学院を生み出した司法制度改革の理念は、法の精神を社会の隅々に浸透させることであり、そのため、法曹は法廷だけでなく、社会の様々な分野で活躍する必要がある。そこでは、既存のルールを適用するだけでなく、既存のルールを踏まえて新たなルールや枠組みを創出する作業も必要であるし、むしろ、そちらの方が重要である。労働法に関わる法曹にはこのことが強く妥当するし、また、研究者の仕事は、もっぱら規範自体の検討や新たな規範の創造にあるわけである。今のところ、法科大学院教育はこうした幅広い能力の涵養には応えられておらず、司法試験と相俟って、労働法を含む実定法研究者の養成にはネガティブな影響を与えている。

だから法科大学院制度をやめよ、と言うつもりはないし、法科大学院制度が大学の法学教育に与えた刺激は肯定的に評価しているが、現在の法科大学院教育の内容がいかにも狭い範囲の人材養成を目的にしていることは否めず、本来の司法制度改革の趣旨に合致しているようには思えない。法廷活動だけを念頭において法曹養成を考えるのではなく、法的ルールや法的思考方法を広く社会に浸透させるための人材養成こそが、法科大学院に求められているのではなからうか。そのような教育へと変質すれば、実定法研究者、したがって労働法研究者の養成と法科大学院との相性も、自ずと改善されるように思う。

(むらなか・たかし 京都大学大学院法学研究科教授)